#### 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

小野市長 蓬 萊 務

市町村名 (市町村コード)		小野市 ( 28218 )		
地域名		大部地区		
(地域内農業集落名)		( 住永町 )		
協議の結果を取りまとめた年月日		令和 7年 1月 31日		
		(第 3 回)		

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

# (1) 地域農業の現状及び課題

- ・農地の総面積は概ね12haであり、農地の大部分は基盤整備が完了している。
- ・農家戸数は28戸あり、農業従事者の6割が65才以上と営農における高齢化が進んでいる。
- ・耕作規模別では、1ha以上3ha未満が3戸、0.5ha以上1ha未満が7戸、残りは0.5ha未満となっている。
- ・集落営農への取組がなく、自作経営が中心となっている。農業機械等の共同利用もない。
- ・地域内では土地利用型経営の認定農業者が2名営農を展開しており、全体農地の約5割を集約している。
- ・主な生産作物は、水稲となっている。
- ・農家における将来に向けた営農意向では、3割が「現状維持」、4割が「縮小」、3割が「未定」となった。「拡大」を希望する者はいなかった。10年後の地域農業については、多数の者が「高齢化の深刻化」、「担い手不足」や「耕作放棄地の増加」を深刻な問題として認識しており、その問題解決策として、実効性のある農地流動化への取組が課題となっている。
- ・将来の地域農業の中心的担い手としては、地域の内外を問わず、個人農業者や認定農業者などへの期待が高い。

# (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・現状の営農活動を維持していくものとするが、離農や遊休農地が生じた際は、地域内外を問わず、規模拡大志向農家や認定農業者に農地の流動化を進め、農用地の有効利用とその保全を図る。
- ・農地集積にあたっては、農地バンクを活用する。
- ・栽培作物については、水稲を中心とした地域営農を今後も展開していく。
- ・新規就農者がある場合は、新たな地域営農の担い手として当該地域での定着を図る。

### 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

#### (1) 地域の概要

[2	区域内の農用地等面積	12 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	10 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地として指定された農地を計画区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
<ul><li>・現状の営農活動を維持していくものとするが、離農や遊休農地が生じた際は、地域内の大規模農家をはじめ、規模拡大志向農家や認定農業者に農地の集積を進める。</li><li>・農地の貸借は、地域関係者のほか、農地利用最適化推進委員や農地相談員への相談を通じて進める。</li></ul>
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地の集積にあたっては、農地バンクを活用しながら農地の貸し借りの利用権設定を行う。 ・契約内容は、貸し手、受け手の双方の意向に配慮し、慎重に取り扱うものとする。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・新たな基盤整備事業は予定していないが、必要に応じて農作業の省力化に資する事業を検討する。 ・ほ場及び土地改良施設の機能の維持管理は、多面的機能直接支払交付金事業を活用しながら適正に行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・新規就農者がいる場合、地域営農の新たな担い手農家として育成する。 ・新たな担い手農家の育成については、地域と連携しながら、当該農家の経営基盤強化につながる公的制度の活用や 土地利用調整などの支援を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・必要に応じ、農業支援サービス事業者等への作業受託を検討する。

# 以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

7	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料	$\square$	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	٦	⑦保全・管理等		8農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他

## 【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ等の鳥獣被害の発生が予測される場合は、防止柵の設置等の対応を行う。
- ③地域営農の中心的担い手となる認定農業者等について、ICTを活用した生産性向上やコスト低減につながるスマート農業の導入を支援する。地域営農の新たな担い手農家の育成にあたっては、当該地域での営農の定着と経営基盤強化を図るため、必要となる土地利用調整や営農関係者との連携を支援する。
- ⑦土地改良施設等の保全管理については、多面的機能直接支払交付金事業等を活用しながら適切に維持管理を行う。 地域営農に支障となる耕作放棄地等の発生を抑制する。